

諮詢 第 9 号

平成 29 年 8 月 29 日提出

退職手当支給制限処分に係る異議申立てについて

退職手当支給制限処分に係る異議申立てに対して、次のように決定したいので、意見を問う。

熊本市長 大西一史

1 異議申立人

熊本市中央区在住の者

2 異議申立てに係る処分

熊本市職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当支給制限処分

3 異議申立年月日

平成 28 年 2 月 24 日

4 異議申立ての趣旨

熊本市長（以下「処分庁」という。）が平成 28 年 1 月 22 日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年条例第 16 号。以下「本件条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく一般職の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもの

5 異議申立ての理由

(1) 平成 28 年 1 月 22 日付けで処分庁が申立人に対して行った地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づく懲戒免職処分（以下「懲戒免職処分」という。）は、市長の裁量権の逸脱・濫用により違法に下されたものであり、これを前提とする本件処分は根拠を欠く（主張①）。

(2) 退職手当が不支給になるように事情を勘案しており、不当な判断である（主張②）。

- (3) 刑法で規定する「準強制わいせつ行為」は、成立しない（主張③）。
- (4) 被害者女性と呼ばれる者は、厳罰を望んでおらず、処分庁宛に「上申書」を提出している（主張④）。
- (5) 公務に対する信頼に及ぼす影響が重大とする判断は、マスコミの偏向報道を受けてのものであり、根拠を欠く（主張⑤）。

6 決定の趣旨

本件異議申立てを棄却する。

7 決定の理由

(1) 認定事実

ア 申立人は、平成27年7月31日、自宅において、酔って眠っていた女性の裸体をデジタルカメラで撮影したとして、同年11月19日、準強制わいせつ容疑で逮捕された。同年12月7日、申立人と当該女性との間で準強制わいせつ行為に係る示談が成立し告訴が取り下げられたことから、同日、申立人は、釈放された。

処分庁は、申立人の行為は、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、本市の信用を大きく失墜させる結果を招いたとして、平成28年1月22日付けで、申立人に対して、懲戒免職処分を行った。

イ 申立人は、平成28年2月24日付けで熊本市人事委員会に対して懲戒免職処分に関する不服申立てを行ったが、同不服申立てに対して同人事委員会は、平成29年7月3日付けで、処分庁が申立人に対して行った懲戒免職処分を承認する裁決を行った。

(2) 判断

ア 懲戒免職処分の取消しを前提とした本件処分の取消しを求める申立人の主張①は、懲戒免職処分が取り消されていない以上、理由がない。なお、(1)認定事実いで述べたとおり、熊本市人事委員会は、処分庁が申立人に対して行った懲戒免職処分を承認する裁決を行っている。

イ また、処分庁は、本件条例第12条第1項の規定に基づいて申立人に対して本件処分を行ったものであるから、申立人の主張②についても、理由がない。すなわち、本件条例第12条第1項を根拠になされた本件処分は、本件条例第12条第1項と趣旨・目的を同じくする国家公務員退職手当法（昭和28年

法律第182号) 第12条第1項の運用方針(国家公務員退職手当法の運用方針)の「第12条関係」を参考にしてなされたものである。同運用方針の「第12条関係」では、懲戒免職等処分を受けて退職した者について、一般の退職手当等の全部を支給しないことを原則とする一方、諸事情を考慮し、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることができるとされている。

そして、申立人は、懲戒免職処分を受けて退職した者に該当するところ、処分庁は、(1)認定事実ア記載の申立人の非違行為の内容及び程度、公務の遂行に及ぼす支障の程度及び公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案する等した結果、一般の退職手当等の全部を支給しないとすることが適当であると決定したものである。

ウ さらに、本件処分と刑事処分とは性質が異なる別個のものであって、(1)認定事実ア記載の申立人の非違行為の存在がある以上、告訴が取り下げられたこと及び処分庁宛に「上申書」が提出されたことを考慮してもなお一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることが適当と判断することは何ら妨げられるものではないから、申立人の主張③及び主張④についても理由がない。

エ また、(1)認定事実ア記載の申立人の行為が報道されたことは事実であって、報道によって公務に対する信頼に重大な影響が生じたことも事実であったことから、申立人の主張⑤についても理由がない。

オ 以上のとおり、申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立てを棄却する。

(提出理由)

退職手当支給制限処分に係る異議申立てに対し、所要の決定をするため、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)第34条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第206条第4項の規定に基づき、市議会に諮問するものである。